

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1001010	株式会社による農地利用条件の緩和	現に農業生産が行われかつ耕作放棄の懸念の無い農地であっても、株式会社が農地として借り受けることができるものとする。	<p>農業生産者(後継者を含む)の経済基盤を安定させ、資本金の乏しい生産者であっても生産合理化の手段として一般企業(株式会社)の資本を活用できるようにする。</p> <p>具体的には、現在は耕作放棄地またはこれに準じる農地が相当見込まれる地区について株式会社が借用して農業に用いることができるものとなっている制限を地域事情(または地域農民の意思)に応じて撤廃し、小規模営農者(ならびにその後継者)が共同の意思として市町村を介して株式会社に農地を貸し、地域における農業を存続発展させることができるようにする。</p> <p>営農者(ならびにその後継者)が当該株式会社の従業員として雇用される場合には、生産地域の気象・地質・その他の特性に応じた生産力の安定強化を図りつつ、農業生産者の生活を安定化することにも資するもので、農業従事者の生活基盤を安定化させることになる。</p>	<p>提案理由:</p> <p>農業の大規模化、効率化を図るには、農業生産法人を自ら設立することが考えられる。しかし、生産者は必ずしも出資できるわけではないし、経営リスクを担う信用力を欠く場合もある。</p> <p>このような零細な生産者は引き続き後継者が絶えるまで零細な状況に甘んじざるを得ず、後継者不足を加速させる一因となっていると考える。</p> <p>生産者の耕作放棄が懸念される状態まで手を拱くのではなく、耕作放棄の懸念が生じる前に農業生産の経営安定化を可能とすることが本案の目的である。</p> <p>弊害の考察:</p> <p>企業が事業から撤退した場合に規模を維持できず耕作地として荒廃してしまう懸念がある。しかし、借用農地は農地法第4条転用制限と、同法第20条の契約終了の制限により、既に予防的措置は講じられている。</p>	静岡県	個人	農林水産省
1003010	一般の株式会社でも、5ha以上の大規模な造成を伴う場合は、農地を取得(購入)し、農業および農業研究等ができるように規制を緩和する。	農地法では、一般の株式会社が農地を取得することが規制されているが、農地を取得することを可能とし、農地だけではなく、原野・山林等も合わせて、広範囲(5ha以上)にわたり造成をし、農業、農業研究およびその関連事業ができるようにする。	<p>株式会社が、農地を含む山林等を購入・造成し、そこで大規模に農業を営む。また、他の営農者にとっても経済上メリットのある省力・無農薬有機農業の研究をし、その成果を普及させる。農業にFA(ファクトリーオートマツヨ)の技術を取り入れ、機械化を図る。</p> <p>省力・無農薬有機農業普及のため、現場および研究施設の見学コース、研修のための施設を作る。</p> <p>定年退職した人に働く場所を提供し、また近隣の農家の意見を取り入れ、無農薬・自然に開係する農園内プロジェクトを起業し、農家の人も雇用し、もって地域の活性化をも図る。</p>	<p>山林・原野等および分散した農地を取得・造成し、農業を大規模に行う場合は、農地のリース特区制度は適していない。農地を1か所にまとめることができれば効率的な大規模農業の経営が可能となる。具体的には、本来の機械化の効果享受できるようになり、生産性が大幅に向上する。また、単位数当りの収入も大幅に伸長する。</p> <p>造成後の地目も、農地部分は農地とするため、他の用途で使用される危険性は、通常の農地と同様である。</p> <p>また、山間地の農業(農作業)が、造成することで容易になる。優良農地を増やすことにもつながる。</p> <p>農業生産法人を新規に設立した場合は、造成費等、多大な費用が発生し収益が見込めないが、他の事業を営んでいる株式会社が主体となって事業を行えば、費用をその会社内の経費として処理できるメリットがある。また大規模農業により、販売価格が安く、付加価値のある食料を安定供給することができる。</p>	静岡県	株式会社アイエイアイ	農林水産省
1023010	農業振興地域整備計画見直し時における、農用地区域設定基準の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号および、農業振興地域制度に関するガイドラインの規定である。'土地改良事業等の施行にかかる土地は農用地区域とする。基準について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な区域については農用地区域から除外することができるよう、基準を緩和すること。具体的には、農業振興地域の整備に関する法律が施行(昭和44年9月)される以前に完了した土地改良事業に対する特例措置。	<p>出雲平野は全国でもまれな'散村集落'であり、平野の中に住宅、集落が点在している。これまで、その点在する宅地に隣接した開発により、混在化が進んできたこととまとまった農地を確保しにくい状況である。同時に経済情勢の変化による大規模な開発もおこなわれ、その結果、集団としてまとまった優良農地が非常に少なくなった。</p> <p>散村という独特な地形に対応した土地利用計画とするため、農用地区域としない'その他区域、を都市計画用途地域周辺に設定することで非農地的利用の需要増大に対処するとともに、その外側の農地については、その集団性を阻害しない区域として明確化することで、市民の理解を得て、秩序ある土地利用を図る。</p>	<p>出雲市において農振法施行以前に実施した土地改良事業は、区画面積も10a程度と小さく農道の幅員も狭いが、これまで40年にわたり米作を中心に地域農業の維持発展に貢献してきた。しかしこの間、兼業化が進み、さらに近年、土地改良地域内の一部においては、その後の道路網の発達にともない、宅地化が進展し、集団的な農業の振興が難しくなった地域もある。また、土地改良実施後から始まった米の生産調整は昭和50年代半ばから加速し、現在45%の調整率となっていることは営農意欲も減退させ、米以外の作物生産も排水条件等により制約されている土地もある。</p> <p>このように、土地改良事業は一定の効果を生み出してきたが、40年という年月はさまざまな経済情勢の変化をもたらした。現在その効果はすでに消滅した地域も存在している。土地改良実施後の経過年数、土地改良の水準に照らし、一律に農用地区域に設定するという基準を緩和していただきたい。</p>	島根県	出雲市	農林水産省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1035010	登山道における保安林作業許可の手續きの簡素化	現在の制度では、保安林内にある登山道の維持補修に係る保安林作業においては、都道府県知事の許可を受けなければならないが、保安林内にある登山道の維持補修に係る保安林作業許可を届出だけでできるように規制を緩和していただきたい。	当市における登山道は、ほとんどが国有林野内にあり、保安林内に位置している。豪雪地帯での雪解けは遅く、登山道については、毎年、雪により道が崩れたり、立ち木が倒れたりしている。雪解け後、すぐに補修しないと登山者の安全に支障をきたすことが懸念されるが、雪が解けて現状を把握できるまでの日数もかかる上、その後の保安林作業許可の手續きにも日数がかかり、すぐに作業できない現状にある。市が管理している保安林内の登山道については、届出だけで済むように規制緩和することで、維持補修が迅速にでき、登山者の安全を図ることができる。	保安林内作業許可の手續きが簡素化されれば、登山道の補修がしやすくなり、NPOやボランティア団体の作業日程の調整も容易にできる。	新潟県	妙高市	農林水産省
1035020	新規就農時における農地取得の下限面積の緩和措置	新たに耕作目的で農地の権利(所有権や賃借権など)を取得し農業を始める場合は、下限面積を10アールとして農地法を改正が行われた。しかしながら、農業を始めて行う者にとって、10アールという下限面積では、畑作では経営や有効利用は困難であり、面積的には縮小されたが新規就農者にとっては問題解決につながっていない。そこで、いつでも、だれでも簡単に農業を行うことができるよう、また、担い手不足の解消や農地の保全を行うために下限面積を廃止する。	交流・定住を目的として、団塊の世代や若者を対象とした事業を展開している中で、参加者は「田舎で暮らし、農業を始めたい」といった意見が多数である。しかしながら、下限面積の規程により、移住しても簡単に農業を始められない状況であり、事業成果が上がらない状態である。現在は10アールまで緩和されたが、都市住民が移住し、初めて農業を行うに当たっては10アールでも厳しい面積条件であるため、誰でも農業を行うことができ、また後継者不足の解消、農地の保全など、将来的には地域の担い手にもなれるよう下限面積の廃止を提案する。	上記支援措置を適用し、移住者の農地取得時における下限面積の規制を撤廃できるようになれば、いつでも、だれでも簡単に農業を行うことができ、また、担い手不足の解消や農地の保全を行うことができる。	新潟県	妙高市	農林水産省
1049010	第5種共同漁業権の交付が可能となる緩和	第5種共同漁業権の適格性を有する者は漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に限定されているが、漁業を営む組合員を有しない市町村に対しても的確性を認めるよう緩和する。また、採捕については、組合員を有しないことから、市自ら行うことができることとする。	自然公園法の制約を受ける中で、旅館や土産店等が営業している支笏湖地区は、年間約百万人が訪れる観光地となっている。ヒメマス釣りは支笏湖の風物詩となっており、6月から8月まで愛好家に解禁され、貴重な観光資源となっている。漁業権に基づく遊魚料をヒメマスの増殖事業やヒメマスの生態系の保全に向けた調査、研究及び監視業務に充てることにより、ヒメマスの資源保護と国立公園としての適正利用を図る。ヒメマスの枯渇を回避するために遊漁と漁獲の均衡に配慮しつつ、資源の状況を勘案して、市自ら採捕を行ってヒメマスの流通を確立し、地元利用を促進して地域の活性化を目指す。	千歳市は支笏湖のヒメマスの資源保護と増殖を図るため、平成10年に国から移管されたふ化場で親魚の採捕から採卵、孵化、放流を行っている。市として、年間約2千万円を投じているにもかかわらず、愛好家によって釣られたヒメマスの多くは市外の市場等で売買され、市民はもとより、地元の旅館や飲食店等への還元は少ない状況となっている。市は厳しい財政事情のもとでヒメマスの資源保護を継続していくことは困難になりつつあり、増殖事業の安定化のためには、漁業権取得による事業の推進が必要となっている。また、支笏湖には漁業者が存在しないことや、ヒメマスの餌料となるプランクトンの減少等により、安定した漁獲が見込みずらく、漁業協同組合設立による単独経営は困難性が強いことから、漁業協同組合設立による共同漁業権の取得は極めて難しい状況にある。	北海道	千歳市	農林水産省
1049020	第2種区画漁業権の交付が可能となる緩和	第2種区画漁業権の免許要件については、漁業法の中で面積や規模等の基準を規定していないことから、支笏湖全面は交付が可能な水域であるかを明確にするとともに、漁業権の設定が可能な水域に該当しない場合は、第2種区画漁業権を支笏湖全面に交付できるよう緩和する。	自然公園法の制約を受ける中で、旅館や土産店等が営業している支笏湖地区は、年間約百万人が訪れる観光地となっている。ヒメマス釣りは支笏湖の風物詩となっており、6月から8月まで愛好家に解禁され、貴重な観光資源となっている。漁業権に基づき市条例による遊魚料収入をヒメマスの養殖事業に充てるほか、生態系の保全に向けた調査、研究及び監視業務を通じて、ヒメマスの資源保護と国立公園としての適正利用を図る。ヒメマスの枯渇を回避するために遊漁と漁獲の均衡に配慮しつつ、資源の状況を勘案して、市自ら採捕を行ってヒメマスの流通を確立し、地元利用を促進して地域の活性化を目指す。	千歳市は支笏湖のヒメマスの資源保護と増殖を図るため、平成10年に国から移管されたふ化場で親魚の採捕から採卵、孵化、放流を行っている。市として、年間約2千万円を投じているにもかかわらず、愛好家によって釣られたヒメマスの多くは市外の市場等で売買され、市民はもとより、地元の旅館や飲食店等への還元は少ない状況となっている。北海道は広大な支笏湖での資源管理は困難であるとの考え方から、支笏湖全面に第2種区画漁業権を交付しないこととしている中で、支笏湖を一定の区域に区切ることは、物理的措置や環境面及び資源管理等の課題の解決を要し、極めて困難なものとなっている。市は厳しい財政事情のもとで、貴重な資源であるヒメマスを適切に管理し、安定的な資源の育成と地域振興を図るためには、漁業権の交付を受けることが不可欠となっている。	北海道	千歳市	農林水産省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1056010	農業産業を中心とした基盤整備活性化	農振農用地区域内に農業者用の住宅を建設できるよう農地転用の緩和をして欲しい。 農業、観光、漁業を一体的に振興する長期滞在施設を建設する場合における港湾法の高さ制限を緩和して欲しい。 鳥獣保護区域内に鳥獣観察小屋を設置できるよう緩和して欲しい。	当地域は土地改良が行なわれ、地域の80%ほどが農用地になり、鳥を離れた若者が帰ってきてても家を作るスペースが少なく農地までの距離などから農業の意欲が出ません。このため、農用地区域内に農業者用の住居を建設できるよう規制を緩和して欲しい。 長期滞在型の施設計画などが地元企業からありますが、地上からの高さ制限などで施設を建てる事が困難です。農業と観光と漁業を1つにした長期滞在型施設の誘致などができるように法整備をしたい。 自然を守りながら、人の立ち入る所として観察可能な場所を設け双眼鏡などで鳥獣の観察ができるようにしたい。	S50～60年くらいまでに、当地域は大掛かりな土地改良が行なわれ、地域の80%ほどが農用地になった。住宅地域には年寄りが多く軽トラックやオートバイによる畑への通勤は歳をとると通勤が困難になり農業をやめる人が多い。1000坪ほどの農地の端に農具小屋や、住居が建てられれば、農業を行なう若者は増えたいに増える。地元、羽地内海は松島を彷彿させる景観が有名。長期滞在型の施設計画などが地元企業からあるが、地上からの高さ制限などで施設を建てる事が困難。羽地内海には干潟が多くマングローブなどがありその自然体験をしに訪れる学校が多く、四季を通じて色々な渡り鳥が体を休める場所でもある。その様な自然を守りながら、人の立ち入る所として観察のできる場所を設け、双眼鏡などで鳥獣の観察ができるように12ヶ所ほどの施設の設置をしたい。	沖縄県	NPO法人有情会	農林水産省 国土交通省 環境省
1065010	株式会社等の農地取得	構造改革特別区域法で2003年4月より民間企業等のリース方式による農業への参入が認められるようになり、2005年9月には全国一律に規制緩和が実現した。しかし現行の制度では民間企業等は、農地の取得は認められていない。民間ノウハウ導入による農業従事者の雇用の確保、高コスト体質の是正、品質の向上など、わが国農業生産の維持と競争力強化のため民間企業等の農業参入を一層促進すべきだ。このため耕作放棄や他用途への転用などを防ぐための農業専用特区制度を設け、同区域内では民間企業も含めて農地取得を可能にすべきだ。	北海道新聞2006年6月13日の報道によるとワタミは株式会社農業から撤退する。理由はリース方式に限られ農地が取得できないため、効率的な運営ができないから、ということだ。経団連の2006年度規制改革要望でも、農業生産法人以外の株式会社等による農地の取得が提案されているが、他にも農地を所有し農業参入を希望する企業が存在する。要望理由として、株式会社形態の農業生産法人には、株式譲渡制限、出資比率、役員公正等の厳しい要件が貸されていること、2005年より全国的に可能となった株式会社等によるリース方式の農業経営は、参入可能地域が条件の悪い農地、耕作放棄地に限られ参入阻害要因となっている旨指摘されている。	WTO新ラウンド交渉やFTA/EPAの推進により自由貿易体制を維持・強化することは貿易立国日本にとって国益である。にもかかわらず、主として農業分野の競争力の低下によりわが国が迅速かつ積極的にそれに取組むことができないという。農業の構造改革推進による強い農政を実現することはわが国の外交、貿易政策にまたがる多面的関心事項である。加えて本国会において農業関連改革法が通過した。これは一定規模以上の農家に限って直接補償することで生産規模を拡大する意欲の強い農業経営体を育成・強化する攻めの農政実現のためである。農地取得は生産規模を拡大し経営の安定化を図るための重要な手段であり、企業の農家の育成はわが国農家の競争力強化につながる政策である。農業専用特区においても恒久的農業振興地区指定等により土地の用途を農業に限定することも参入経営体に農業従事義務を課すことで弊害として指摘される状況は防止できる。	神奈川県	個人	農林水産省
1067010	農地転用に係る国の関与の排除	農地転用は原則知事許可としながら、4ha超の農地転用は農林水産大臣許可とし、2ha～4haの農地転用は農林水産大臣に事前協議しなければならない。 4ha超の農地転用許可を県に移譲し、2ha超～4haの農地転用の国への事前協議制を廃止すること。	現場に近く地域の実情に精通する基礎的自治体は、市町村合併により規模・能力が拡大しており、許可権者としてこの役割を担うのにふさわしいと考え、県の許可権限は基礎自治体に移譲していく。 農地転用に係る権限を住民に身近な基礎自治体に一元化することにより、迅速な対応などが可能となり、住民サービスの向上につながる。	農地転用規制は、法定化された基準に基づく公平かつ厳格な運用と透明性の確保を要請されているが、対象面積で許可権限を区分することは、この要請を満たすにあたり合理的とは考えられない。農振農用地区域内の農用地の転用は原則不許可とするなど、転用基準は法定化されており、許可権者によって運用が左右されることはあり得ず、また、対象面積の根拠も合理的なものはない。 大臣許可は、事前協議から換算すると、数ヶ月を要することが多く、知事許可の処理期間が60日間であるのに比べ、実際の処理期間が長すぎる。	広島県	広島県	農林水産省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1067140	農業委員会の設置規制や農地転用許可などの農業会議への諮問の廃止	基礎自治体が地域の实情に応じて農業委員会の役割及び設置の必要性の検証を行い、設置の是非を自ら判断できるよう、農業委員会の設置規制を廃止すること。また、農地転用許可などの農業会議への諮問を廃止し、基礎自治体が自己完結的かつ効率的に判断できるよう、制度を見直すこと。	農業委員会の設置規制を廃止することにより、基礎自治体は、地域の实情に応じて、自らの判断によって農業委員会の設置が必要か否か決定できる。また、県から農地転用許可等の権限移譲を受けている基礎自治体においては、農業会議への諮問を廃止することにより、自主的かつ自己完結的に事務を実施できる。標準処理期間は、例えば、農地転用許可は60日間から40日間に短縮が可能であり、住民サービスの向上につながることも、基礎自治体が自主的かつ自己完結的に判断することで、農地行政上の課題である優良農地の確保や担い手への農地集積等の解決に向け、住民に直接説明責任を果たす行政を確立できる。	農業委員会委員の person費は平成18年度から一般財源化されており、真の地方分権実現のためには、地域の実状に精通する基礎的自治体が、自主的かつ自己完結的な行政サービスを行う体制づくりが必要であり、基礎自治体が農業委員会設置の是非を判断し、コスト削減のために複数の自治体での共同設置をするなど柔軟な対応ができる仕組みとすべきである。広島県においては、市町村合併の推進により広域化した基礎自治体に、住民に身近な事務は基礎自治体自らが処理する観点から、「広島県分権改革推進計画」に基づき、農地転用許可を平成17年度から5年間で全市町村へ権限移譲することとし、現在6市町村への権限移譲が完了している。しかし、権限移譲を受けた市町村においては、許可権限を有するにも関わらず、県の農業会議に諮問しなければならないため、各市町村において自己完結的に許可事務を行うことができない。	広島県	広島県	農林水産省
1067160	農業経営体の育成に関する事業の基礎自治体による総合的実施(農業経営基盤強化促進法等の法施行事務など)	現行法では、市町村が農業経営基盤強化基本構想を策定するにあたって、県知事に協議し同意を得る必要があるが、この協議を撤廃すること。	市町村が農業経営基盤強化基本構想を策定するにあたって、市町村が必要とする場合は県に助言を求めることができることとする。また、策定した場合は県に報告するものとする。	市町村農業経営基盤強化基本構想は、県の定める農業経営基盤強化基本方針及び地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、農業振興地域整備計画等の地域の農業振興に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。については市町村の責任において担保可能な事項であり、県の同意を要することではないのは明らかである。については、同意の可否により県の方向性を強いることも可能であり、過剰な関与を容認することとなる。県の基本方針は、県としての方向性を示すとともに、県全域及び地域で共通する事項の整理により市町村の負担を軽減することが、その主旨であると考えられる。	広島県	広島県	農林水産省
1067210	農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備基本計画策定における協議の廃止	地方公共団体が策定する各種計画は、国、県が策定する上位計画に即して策定することが義務付けられているが、必要以上の国等の関与は排除すべき。県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣、市町村が農業振興地域整備計画を定める場合の県知事への協議・同意の義務付けを廃止すること。	国や県に対する事前協議や同意手続きが廃止されることにより、必要以上の関与が排除され、各基礎自治体での自主的・総合的な取組みが可能となる。	農業振興地域制度は自治事務であり、国、県への協議・同意を要する制度は、県、市町村の主体的自主的な取組みを阻害する。国が論拠とする国の各種施策との整合性は、農振法第4条第1項、第3項に定めており、当然考慮すべきで、改めて協議する必要性はない。	広島県	広島県	農林水産省
1067220	保安林解除における国への同意を要する協議の廃止	知事が保安林を解除する場合であって、次の保安林を解除するときに義務付けられている農林水産大臣への協議・同意を撤廃すること。 水源のかん養、土砂の流出の防備又は土砂の崩壊の防備のため指定された保安林で、指定理由の消滅による解除の場合は、解除面積が1ha以上、公益上の理由による解除の場合は、解除面積が5ha以上 保安施設事業、地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事の施工地内にある保安林	農林水産大臣への協議・同意の標準処理期間は、60日であり、この協議・同意の手段を撤廃すれば、迅速な対応が可能となり、開発事業者等の負担の軽減など、住民サービスの向上につながる。	水源のかん養、土砂の流出の防備及び土砂の崩壊の防備のため指定された民有保安林の解除で、知事の権限となっているものは、県内で完結する二級河川等の流域(重要流域以外)に限られており、この重要流域以外に存する民有保安林の解除について国が関与する必要性は薄い。 保安施設事業、地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事は、国民の生命、財産を保全する重要な事業であり、県は、これら事業の事業主体である。したがって、保安施設事業等の施工地内の保安林解除については、県としても、特に慎重な判断をしているところであり、国の関与の撤廃が可能と考える。	広島県	広島県	農林水産省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1067260	農地転用申請に係る添付書類の簡略化	農地転用許可申請の添付書類は、農地法施行規則第4条に規定されているが、規則を改正して省略可能な書類は簡略化すること。	申請者の時間的、経済的負担の軽減が図られ、住民サービスの向上につながる。	広島県では、「分権改革推進計画」に基づき、住民により身近な基礎自治体へ事務事業を移譲しており、住民サービスという視点をより一層重視する必要があることから、基礎自治体の意見も踏まえながら、基礎自治体において調査が可能な書類は簡略化していくことを提案する。 農地転用申請に添付が義務付けられている法人登記事項証明書や土地の登記簿証明書等は、取得の際有償で申請人に負担となっている。本県では、農地転用に係る県の許可権限の基礎自治体への移譲を開始しているが、これらの書類は、基礎自治体が所管の法務局で閲覧、調査することが可能であるため、住民サービスの観点から、各許可権者の判断により添付を省略させることが可能となるよう、施行規則上の義務付けは廃止すべきである。	広島県	広島県	農林水産省
1067300	主要農作物種子審査の民間解放	主要農作物種子法(以下、「法」という。)において「県の技術吏員」が行なうこととされている指定種子生産ほ場において実施する ほ場審査、生産物審査事務について、「国・県の定める基準に基づき審査を行うための必要な知識と技術を有すると県知事が認めた者」が農林水産省令で定めるほ場審査証明書及び生産物審査証明書を交付できるよう制度の見直しを行なうこと。	民間で実施することにより事務の効率化が図られ、住民サービスの向上につながる。 また、当該民間審査機関は、県知事が必要な審査技術を有すると認め、指定した機関に限定することにより、審査の信頼性は確保できる。	法第4条第4項において主要農作物の種子審査については「県の技術吏員」が行なうこととされているが、国及び都道府県が定める基準に従って審査を行うこと。 本県では従来からJAの営農指導員がほ場審査、生産物審査に立会しており、審査を実施するために必要な審査技術を十分習得していること。以上のことから、主要農作物の採種ほに関して県が行っている一連の事務(審査、ほ場審査証明書等の交付など)について、民間での実施が可能と考えられる。	広島県	広島県	農林水産省
1080050	海岸管理者を民間開放する又は、定借地などの直接借地を可能に出来るように規制を緩和する(海辺活用)	企業・団体が商業目的も含めて、有効に活用でき、地域発展につなげられるように、管理者を民間開放する又は、定借地などの直接借地を可能に出来るように規制を緩和する。	海岸の占有条件を緩和することで、各企業・団体の競争原理が働くことにより商業の最新のトレンドを発信する情報基地としての役割を果たすようになる事が予想される。 最終的に、千葉県の沿岸に訪れる観光客へのハード・ソフト両面でのサービスの向上が図られれば観光客も増加し、このことは近隣商業の発展にも寄与し、さらには地方自治体の占有料収入のみならず税収の増加にも繋がることになる。	九十九里浜及び房総エリアに関しては、知名度は十分あるものの観光客数は年々減少する一方である。ところが、海岸線の国有地の管理が、各地方自治体に委ねられている為、中々能動的な発展がみられない。海岸を観光資源として有効活用できることによる経済効果は計り知れないものがある。	千葉県	社団法人日本青年会議所 関東地区千葉ブロック協議会	農林水産省 国土交通省
1081010	一時的な農地転用許可の緩和	現行法では一時的な農地転用の手続きは市街化調整区域において許可申請を行い農林水産大臣もしくは県知事の許可を要するが、認定された構造改革特別区域計画や地域再生計画に明記された事業は特例として許可不要とする。	認定された地域再生計画の実現を図る事業について、実施に伴う法令手続等の事務処理を削減することで、民間主導の催事への展開と更なる拡充を図り、継続的な地域経済活性化の事業の定着を目指す。具体的には、認定された地域再生計画に資する地域特性を活かした事業の実施の際、当日参加者の駐車場を確保する目的で休耕農地を一時利用する場合、草刈りや整地行為のみで、利用後、耕作の目的に供されることに支障がないことから、現行法で必要な農地転用(一時転用)許可を不要とするか、もしくは簡素化する。簡素化する場合にあっては、催事事務の通知制とし、前年度実施時と行為の変更がない場合には、通知時の添付書類を不要とする。	地域再生計画により地域の活性化に資する催事を開催している当市今井パイロット地域は豊かな自然が維持されている反面遊休農地が多く、本来の農地としての目的を損ねることなく、それらの土地を有効活用することが大きなポイントである。一方で、広大な農地を維持、管理する上で、それらの目的外使用については、転用期間や目的は限定的とならざるを得ない。そこで、この地域における比較的集団的な遊休農地利用方法については多くの来訪者の受入を可能にする駐車場利用が効果的である。本特例措置より、法令事務の簡素化が図られることで、対応事務量が削減され自然環境を活かした、民間参入による新たな事業展開も見込め、一層の地域活性化につながる。 代替措置: 民間事業者の催事であっても原状回復をはじめ、適正実施を市が管理、監視することが可能である。	愛知県	犬山市	農林水産省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1092030	土地改良法第15条の特例	現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	土地改良区の運営状況が逼迫し、そのままでは組織の継続が困難であると認められる場合に限り、県知事が定款変更時に必要であると判断する収益事業について、これを行うことができるよう提案するものである。	前回は提案の際、土地改良区が行うことのできる附帯事業の範囲については土地改良事業と有機的な関連があることを要するものに限られており、収益事業は認められないとのことであった。しかし、当該地域の土地改良区では改良事業の減少や組織の縮小により活動の機会が減り、施設の更新や維持管理が活動の中心となる中、組織の認知度も低く、組合員からの賦課金の徴収もままならない状況である。三次市では、市内8箇所の土地改良区を平成18年4月に合併したが、組合員からの賦課金のみで収入を依存する脆弱な運営基盤であるため、現状では組織の運営維持が困難な状況である。このため、組織の経営健全化を趣旨とし、地域の実情に見合った適正な賦課基準の設定を行うとともに、農産物の販売や委託農作業の実施等の収益的業務を行うことにより、経営感覚を備えた自主自立した組織への抜本的改革を図ることとしたい。	広島県	三次市	農林水産省
1096010	NPO等市民による農業振興を推進する場合における農地の一時転用期間の緩和	農振農用地区域内の農地を一時転用により賃借し、利用しているが、「農地法関係事務に係る処理基準について」において、当該農用地を一時的に利用できる期間が3年以内に限定されているため長期的な利用ができない。このため、NPO等市民による農業振興を推進する場合に限り、この3年以内の期間を延長もしくは更新が可能になるよう緩和してもらいたい。	市民参加を得てこれを基盤とする農業振興による地域活性化を図りたい。具体的には、現在許可を得ている農地の一時転用について、これを延長もしくは双方の合意に基づき更新したい。一時転用の許可申請時には、農業振興を図るためとまではいえず、「環境公園、多目的広場造成、利用」を行うこととしたが、NPOの会員数も増え、活動も徐々に理解されており、初期目的も叶いつつあるため、今後、団塊世代の定年地元隠居定住を契機に、環境教育等、市民交流活動の拠点づくり(活動を一層充実し、当NPOの本来目的である市民側からの農業振興運動を推進したい)。	当該地域は農業振興の必要があるが、長年金と人材時間を掛けても成し得ず農業衰退傾向は継続しており、その解決には市民の農業参加が一契機となると思っている。このため、当NPOでは環境公園の造成など市民利用のための拠点整備などを手がけてきたが、これには農地の転用が必要となる。しかし、農地の一時的な利用のための転用については、その期間が3年以上とされているため、当該農地について期間満了時には現状復旧の上返還することを求められており、現活動の停止の危機を迎えている。しかし、市民による農業振興には農用地の長期転用利用が必要不可欠であることから、3年の期間について延長ないし、双方の合意に基づく更新ができるよう緩和を求めている。なお、当該農地は、土地改良事業実施地域であり、農用地域からの除外ができないとのことである。	千葉県	入づり街づくり環境づくり	農林水産省
1105010	地方公共団体での第5種共同漁業権の取得	漁業法において、第5種共同漁業権は、権利を漁業者のみに認められている。これを、全国的な内水面漁業における資源の枯渇(経営不振)や担い手不足、高齢化問題などの実態と、地域的な特徴(水質が不安定)を踏まえ、屈斜路湖を特区として町など公的機関に特例(既存の漁業権が無い又は冬期間凍結地区に限定するなど)を設けて免許を可能とする。	屈斜路湖の特異な自然的背景を考慮し、乏しい魚資源を最大限活用して、自然や資源と調和した、全国初の遊漁振興による、滞在型体験観光メニューの創造を目指す。これにより、漁業として未利用水域でありながら遊漁としての漁業振興の可能性のある屈斜路湖を有効に活用し、産卵河川の保護や利用規則(ルール)の整備を進め、魚類の適正な保護と遊漁に限定した施策により、持続的な魚資源の確保と地域産業に即した地域の活性化が図られる。	屈斜路湖は昭和13年に発生した屈斜路湖地震により酸性化し、それまで生息していた魚類が死滅したため漁業権や漁業者は存在しない。また、海面に比べ資源に乏しく、市場性のある漁獲が期待できないことや、更なる地震による水質の悪化も想定され、今後も漁業者が就業する見通しは無く、漁業協同組合が組織される可能性は少ない。町や民間協力団体が、長年(昭和43年～)資源の回復願ひ、試験放流を試みてきた。近年、水質の浄化により魚資源が徐々に回復の兆しをみせ、釣り人も増えている。しかし、釣り人が増えることは良いことだが、無秩序に釣られては、たちまち資源が枯渇する。町では安定的に増殖や保護など資源管理を行いたい、そのためには漁業権が必要となる。これを得た場合は、町で遊漁条例等を定め安定的増殖及び資源管理を行い、新たな滞在型体験観光メニューを創造し、地域経済の安定と活性化に寄与できる。	北海道	弟子屈町	農林水産省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1105020	第2種区画漁業権における免許の面積要件や規模など法律の明確化による漁業権の取得	<p>漁業法において、第2種区画漁業権の免許要件には、明確な区画の要件(面積や規模)が示されていない。結果、免許基準では不明確かつ曖昧な点が多く、免許には全国的なばらつきがみられる。このため、全国水準での漁業法の明確化を求め、屈斜路湖全域が第2種区画漁業権の免許可能水域に該当するかを明らかにする。更に、明確化が図られ、基準に該当しない場合は、規制緩和を求め免許を可能とする。</p>	<p>屈斜路湖の特異な自然的背景を考慮し、乏しい魚資源を最大限活用して、自然や資源と調和した、全国初の遊漁振興による、滞在型体験観光メニューの創造を目指す。</p> <p>これにより、漁業として未利用水域でありながら遊漁としての漁業振興の可能性がある屈斜路湖を有効に活用し、産卵河川の保護や利用規則(ルール)の整備を進め、魚類の適正な保護と遊漁に限定した施策により、持続的な魚資源の確保と地域産業に即した地域の活性化が図られる。</p>	<p>屈斜路湖は昭和13年に発生した屈斜路湖地震により酸性化し、それまで生息していた魚類が死滅したため漁業権や漁業者は存在しない。また、海面に比べ資源に乏しく、市場性のある漁獲が期待できないことや、更なる地震による水質の悪化も想定され、今後も漁業者が就業する見通しは無く、漁業協同組合が組織される可能性は少ない。</p> <p>町や民間協力団体が、長年(昭和43年～)資源の回復願いを、試験放流を試みてきた。</p> <p>近年、水質の浄化により魚資源が徐々に回復の兆しをみせ、釣り人も増えている。</p> <p>しかし、釣り人が増えることは良いことだが、無秩序に釣られては、たちまち資源が枯渇する。</p> <p>町では安定的に増殖や保護など資源管理を行いたい、そのためには漁業権が必要となる。</p> <p>これを得た場合は、町で遊漁条例等を定め安定的増殖及び資源管理を行い、新たな滞在型体験観光メニューを創造し、地域経済の安定と活性化に寄与できる。</p>	北海道	弟子屈町	農林水産省
1107010	土地の区分所有	<p>1971年に土地改良法第95条3項の認可を得てスタートし、1979年に予定の水没防止のための盛土工事が完成したにもかかわらず一部関係者の賛成が得られず事業全体が頓挫しているJR上野原駅南口土地改良事業の対象面積(12817坪)を1棟の超高層マンションに、個々の地権者の事業開始前の地籍に応じて割り当てられるJR上野原駅南口駅前駐車区画を区分所有されるマンションの個々の居室と見なして、土地の区分所有を特区として認定し、権利関係を合理化し、事業の進捗をはかる</p>	<p>当該土地改良事業着手以前の地権者の地積を盛土後の駐車場区画の数で表示し、土地の資産価値を駐車場からの現金収入の形で年金化することによって、地権者に、先祖伝来の土地が収用されることがない、継続的現金収入が保障されるというメリットを与えて区画整理事業への賛意を取り付ける。これを受けて行政が、既成事実化の進行の中で複雑化した利害関係を調整し、土地買収に要する時間と費用を抜本的に削減して、膠着状態にあるJR上野原駅南口の整備を進め、バスターミナル、公営駐車場、エスカレーター・エレベーターの設置を進め、市民生活の利便性の向上と地域活性化の突破口を開く。</p>	<p>道が狭く、坂が多く、平坦地が僅少という河岸段丘特有の生活に不便な地勢の上野原市のJR上野原駅南口には12817坪もの土地が土地改良事業参加者の全員の同意が得られないために35年間も放置され、今も打開の目途が立っていない。所定の手続きを踏んで土地を収用するのが事態打開の正攻法であるが、マンションに認められている区分所有を「上野原」という河岸段丘特有の生活に不利な地勢の下、首都圏への活力の吸引と少子化・高齢化に見舞われている上野原に限って特区として認めることは地域活性化のための最大かつ緊要の課題である。本件は憲法に保障された財産権を公共目的の観点から合理化するための新しい手法である。</p>	山梨県	山梨産業情報交流ネットワーク 構造改革特区・地域再生研究会	法務省 農林水産省
1118010	第5種共同漁業権の譲渡もしくは貸付要件の緩和	<p>長野県木曾郡王滝村に対して木曾川漁業協同組合より、王滝村内に流れる河川すべての第5種共同漁業権の譲渡、もしくは一定の条件内の貸付を可能とする。</p>	<p>長野県木曾郡王滝村内の王滝川水系全ての第5種共同漁業権を地方自治体の取得とすることにより、自然保護、河川環境保護、及び日本固有種であるヤマトイワナ、アマゴの保護と古来の天然魚を復活させる村営の法人を立ち上げる。疑似餌のみ、パープレスフックのみ、キャッチアンドリリースのみの特別な遊漁規則を全村内の河川に設け、原種の稚魚放流や徹底した河川管理を行うことにより、ヤマトイワナ、アマゴの、質、サイズ、量を確保する。それを目的に集まるであろう日本及び全世界の遊漁主体から、特別な遊漁料を徴収し、王滝村の地域再生に貢献する。(別紙 事業内容書あり)</p>	<p>王滝村の立地条件では、地域再生を望む場合、自然を前提とした観光業しか考えられない、また王滝村の地理的状況は、王滝川水系すべてを囲むかたちで形成されており、観光という地域再生を考えた場合、王滝川を利用することが最も適している。また、内水面の、特に鮎漁の存在しない里山や山岳渓流地帯においては、漁業協同組合の存在自体に疑問がある。現代において、里山、山岳渓流で職漁師は存在しない、にもかかわらず、漁を業とする組合が木曾川水系という広範囲な漁場を管理するのは時代錯誤である。河川といつも隣り合わせて、恩恵や災害を享受している地方自治体にこそ、その河川の漁業権を利用する権利がある。またヤマトイワナ域へニッコウイワナ系の放流をしたり、密漁者や外来種放流の管理すらできていない漁協では、日本固有種の鮎科魚類の保護や河川環境保護はできない。(別紙 提案理由書あり)</p>	長野県	個人	農林水産省
1119030	有機農業特区	<p>有機認証を受ける圃場では、有機認証を受ける圃場間の森林等部分が無いものと見なし、点在する小面積の複数農地を一筆として認証登録できるようにする。</p>	<p>山間部では小面積の農地が森林の中に点在し、通常の有機認証で認証を受けようとすると、一筆当たりの有機認証を受ける圃場間の森林等部分が無いものと見なし、点在する小面積の複数農地を一筆として認証登録できるようにする。</p>	<p>通常の認証方式では筆数への料金比例部分が負担となり、面積当たりの認証費用が膨大となるため、有機栽培適性があるにもかかわらず、あるいは有機栽培できているにもかかわらず有機認証取得が出来ない又は意欲が起きない状態となっている。この提案が可能になれば村丸ごと有機認証など、新たなブランド確立が可能であり、村の農業の活性化と併せて有機農業の促進に大きく貢献する。</p>	高知県	(個人)と地域の未来を創る会、株式会社くじら、有限会社オダタ、有限会社四十十くじら、個人	農林水産省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1120010	圧雪車及びヘリコプターを利用したバックカントリーツアーにおける国有林野使用許可要件の緩和	国有林野内で行うバックカントリーツアーについて、環境調査及び安全対策を適切に行い、森林管理署のチェックを受けるなど一定の要件を満たした場合には圧雪車走行ルートやヘリコプターの離発着地点としての使用を許可する。	バックカントリースキーは近年ニーズが高まっており、一般消費者及びマスコミ等メディアでの関心が高い。そこで昨年度テスト的に実施したヘリ・キャットツアー(ヘリコプターや圧雪車を利用してお客様を輸送するバックカントリースキーツアー)を今後本格的に商品化することで市場縮小傾向のスキー業界の活性化を目指す。具体的には本サービスへの国有林野使用許可について現在関連法案・通達等の規定は無いものの、次年度も継続してバックカントリーツアーを目的とした圧雪車走行コースの使用を許可する。この先進的取り組みの継続的実施を通じて地域活性化及び道内観光の発展に貢献する。	提案理由: 昨シーズンのヘリ・キャットツアーについては森林管理局・森林管理署へ結果報告し、安全対策・環境上問題が無いことが確認済みである。また、顧客満足度は非常に高く、時代のニーズに合致しているし、スキー業界関係者の関心も高い先進的ケースであるので来シーズンも継続実施することは地域及び業界活性化につながると考えている。 しかし、森林管理局からは関連法案・通達等の規定が無く、どのように処理すべきかを慎重に議論する必要があるため、来シーズンのツアーは時間的に許可できないという回答である。 であるならば、昨シーズンとはほぼ同様なツアー内容であれば、環境への影響、安全対策など実質的には問題は無いと考えられるため、再度簡易的に(例:本年同様のテストケース)処理することは可能ではないか。また、元来、国有林野内の圧雪車走行については規定が存在していないため規制できないのでは無いかと思われる。	長野県	株式会社星野リゾート	農林水産省 国土交通省
1120020	バックカントリーツアーで利用する圧雪車・ヘリコプターの「森と人の共生林(自然維持林タイプ)」への乗り入れ制限緩和	林野庁課長通達(内部規定)で制限している「森と人の共生林(自然維持林タイプ)」への圧雪車・ヘリコプターの入林について、環境調査を事前に行い、かつ、その結果や安全対策等で森林管理署のチェックを受けるなど一定の要件を満たす場合には圧雪車走行ルートとしての使用及びヘリコプターの離発着地点としての使用を許可する。	バックカントリースキーは近年ニーズが高まっており、一般消費者及びマスコミ等メディアでの関心が高い。昨年度テスト的に実施したヘリ・キャットツアー(ヘリコプターや圧雪車を利用してお客様を輸送するバックカントリーツアー)の魅力を上し、近年市場が減少傾向の業界活性化を目指す。具体的には林野庁における森林機能類型の「森と人の共生林(自然維持林タイプ)」は山頂や尾根づたいに設定されているが、この部分について圧雪車乗り入れやヘリの離発着を可能とする。その結果、消費者が求める山頂・尾根からの滑走が容易になり商品価値が高いツアーを提供可能となる。ツアーの営業を通じて地域活性化及び道内観光の発展に貢献する。	提案理由: 通達が圧雪車乗り入れを制限する趣旨は自然環境の保全である。林野庁は自然維持タイプの区域を「環境を悪化させた場合に回復不能な自然回復困難地」と位置付けており、趣旨は理解できる。しかし、該当地域の環境を事前調査し、極端な悪影響を及ぼさないことが確認できれば乗り入れを制限する合理的な理由は無いと考えられる。 懸念点としてはツアー中の安全確保も考えられるが、これも安全対策内容が適切に事前確認すれば足りると考えられる。 ヘリの離発着地点についても、自然維持タイプを使用許可対象としないのは上と同様の趣旨であると考えられる為、一定の要件のもと、緩和する事は合理性があると思われる。 顧客からは長い滑走距離、急斜面、景色の良さなどをツアーに求める声が多く、本提案が実現するとまさにニーズに合致した商品になる。同時に冬山の素晴らしさ、大切さを伝えることで環境保護も浸透させていきたいと考えている。	長野県	株式会社星野リゾート	農林水産省 国土交通省
1122130	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準の引き上げ	農地法に基づく農地転用許可について、知事許可(2haを超え4ha以下)に係る事前協議を廃止するとともに、大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。 近畿農政局より提供された平成16年度のデータより、農地転用許可1件当たりの全国平均面積が7.5haのため、8ha超が適当な基準と考える。	事前協議の廃止及び大臣許可基準の引き上げにより、従来国の許可で事前審査等に要した時間が短縮され、事務処理の迅速化が図れる。また、転用許可基準の審査で、他法令の許可見込み等の協議・調整が円滑に行える。	国の許可では、事前審査、本申請と許可まで相当の労力と時間を要するが県許可により時間短縮等が図られる。農地転用の許可事務は、すでに全国統一的な基準によって行われており、取扱いに大きな相違はないと考える。	兵庫県	兵庫県	農林水産省
1122140	鳥インフルエンザの病性検査に用いるHA亜型同定用抗血清の家畜保健衛生所への配布(鳥インフルエンザの病性検査を家畜保健衛生書でも実施可能とする)	迅速かつ効率的に高病原性鳥インフルエンザを診断し、早期の防疫措置に着手するため、A型インフルエンザウイルスHA亜型同定用抗血清を家畜保健衛生所に配布する。	家畜保健衛生所で発育鶏卵培養法によりA型インフルエンザウイルスが分離された場合、速やかに高病原性鳥インフルエンザの病性検査が可能となるよう、HA亜型同定用抗血清(H5及びH7)を家畜保健衛生所に配布し、より迅速な防疫措置の着手が可能となる体制を確立する。	現在、養鶏農場等における高病原性鳥インフルエンザの診断となるA型インフルエンザウイルスHA亜型の同定は独立行政法人動物衛生研究所(茨城県つくば市)のみで実施されている。そのため、家畜保健衛生所から動物衛生研究所までの検体搬送に時間を要し、移動制限、殺処分、消毒等の防疫措置の開始が遅れる。	兵庫県	兵庫県	農林水産省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1123060	水産資源保護と新規漁業行為者の為、漁業権行使規則制定の要件緩和	漁業権行使規則を定めようとするときは、地元地区の区域内に住所を有する漁業を営む者の三分の二以上の書面による同意の要件緩和、水産資源保護法の漁法の制限にマンガー漁の全面禁止を加筆。	平地区の遊休農地の解放 室浜地区の新農地開墾 漁船のレンタル、共同漁船の所有 農地付レンタルハウス 漁船付レンタルハウス 田舎の親戚制度 焚場、平、小室浜地区の養浜 高活性バクテリアによる水質、土壌浄化 マイクロナノバブルによる水質浄化及び養殖 広葉樹の植林 共同溝(光ファイバー、電気、上下水道、消火栓)の整備 工場排煙の触媒処理、光触媒コーティング 魚の生息域を破壊するマンガー漁の全面禁止以上の実現	提案理由: 鞆町は下水道が未整備の為、生活排水等が直接海に流入し、水質汚染及び環境ホルモン、鉄鋼団地の工場排煙による大気汚染、過疎化や少子高齢化による山林や農地の荒廃、魚の生息域を破壊するマンガー漁による漁業資源の枯渇等多くの環境問題がある。 そこで、農業漁業がやりたいと思っている人が余暇を利用して、野菜作り魚捕りや田舎暮らしを楽しむ、季節ごとのイベントに参加する事により農家や漁師は慢性的な人手不足が解消出来る。 又、マンガー漁の全面禁止、広葉樹の植林、高活性バクテリア、マイクロナノバブル、排煙触媒処理、光触媒施工、下水道整備等の環境浄化措置を実施する事により環境改善の実現が出来る。 代替措置: 各環境改善措置や都会との交流により、「美しい瀬戸内の自然環境」を復元し、少子高齢化問題の解決に寄与出来る。	広島県	個人	農林水産省
1131010	馬に係る医薬品、医療用機器に限定して、外国製造業者の工場査察や治験等を要しないで、認証工場制度や治験データの相互認証制度の導入による製造販売を承認する措置	薬事法の規制というのは、欧米人と日本人の体格・体質の違いなどを考慮して、同じ薬品であっても日本で治験が必要であるとの規制になっていると理解している。薬事法上の工場査察や治験というのが、このような理解が正しいのであれば、馬については、そのほとんどがサラブレッドであり、そもそも外国産馬であることから、こうした薬事法上の規制をそのまま適用する必要はない、あるいは無理がある。認証工場制度や治験データの相互認証制度を導入し、外国での査察や治験データをもって、日本側の査察や治験と見なす。	日本で承認されるには、長い年月と経費がかかりすぎ、又、その多くは正規に輸入されていないため、馬用の医薬品、医療用機器の国内での流通が非常に少ない、グローバル化した馬産業は国際競争力をつけなければならないにこの点で後れをとっている。また競走馬の80%を生産する日高地方では、地方競馬の廃止などで現在不況にあえいでいる、日高でも馬用医薬品等が安価で流通することは、診療費の4割も軽減に繋がり馬産業の活性化に貢献する。現在、日高への馬に使用する医薬品販売総額約4億円のうち、高額な人体薬が30%も占めているところを、100%馬用医薬品で目標販売総額約3億円とする、LLPで企業間連携を図る。別様	理由:わが国での馬産は飼養頭数が少ないことや馬の活用が特殊分野であること等から、馬用の医薬品、医療用機器は大量販売が見込まれないため、国内で製造される品種が極めて少ない、それに対して欧米では長い歴史の中で馬が人々の生活に密着しており、馬のための医薬品・医療機器は積極的に開発され、大変先進的で魅力がある。医薬品の形状がペーストや、散粒になっており医療従事者以外にも使用し易く、ジェネリック医薬品もあり、注射薬にしても大容量で1ccあたりの価格が大きく差が出てくる。馬は力の強い動物であるから、医療機器は堅牢で安全であることが求められるが、経験からドイツ製や米国製等にはそれぞれある。治験頭数や回数は飼養頭数の多い国のほうが正確に実施し易く、日本国内では類似品を作ることが不可能な製品もある。<代替措置は別様に記載>	北海道	有限会社ノマドック	農林水産省
1131020	動物用医薬品等製造販売業が取扱う外国製造医薬品等の品目に応じた承認について<馬の薬屋さん>に限定した一括申請ワンストップサービスとする措置	馬に係る外国製造医薬品等の承認について、薬事法では医薬品等の品目に応じて受けなければならないところを、これらを扱っていくゆる<馬の薬屋さん>を開設する場合に限定してその手続きを簡素化し、申請書に医薬品等の種類や品目に係らず一括して記入する申請を可能とする。(医薬品等の承認は、申請書リストに掲載された品目毎になされることになる) <別様>	獣医療・薬局・リハビリを包括した馬の総合医療を目指す。高度な獣医療を達成するため必要な馬専用の医療機器の輸入や、安価で迅速な承認申請による医薬品等を駆使することで、馬産界全体の経済活性化を追いとする。日高の特性に応じた経験・知識の集積により、低迷する地域を再生させる。馬のリハビリ施設ではこれまで我が国では入手困難だった高圧酸素療法器やMRI等の機器を備えることで、また感染症においては細菌等のキットを用いた検査により抗生物質の乱用を防ぐとともに治療過程の飛躍的な変化等の効果が期待できる。企業間契約に詳しい弁護士による外国製薬会社との契約を円滑に行い、特区区域内に薬剤師とともに店舗を設置する。別様	理由:馬に限定した一括申請ワンストップサービスと認証工場制度や治験データの相互認証制度により、製薬会社を頂点とした問屋制度をなくした<馬の薬屋さん>が直接輸入品を取り扱い、雇用や中間マージンの経費削減による低価格で流通させることは軽種馬産業の管理費削減となる。馬という種類の動物に特化した医薬品の販売は在庫のリスクも非常に高く、管理薬剤師等の仕事率を考えると、円滑な諸手続きが望まれる。代替案:われわれは医薬品等の品質管理(GQP)や安全管理(GVP)や総括製造販売責任等を1種・2種に準じて配置し、区分に関わらず一括に兼務し、一元化した事務の取り扱いを行い、日常、獣医療の現場においてみられる医薬品や医療用具の使用によって発生する馬の健康被害等の情報(副作用情報、感染症情報、不具合情報)を直接農林水産大臣に報告する安全性確保業務を推進する。	北海道	有限会社ノマドック	農林水産省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1131030	登録制度と問診書による馬の診察と処方せん又は指示書交付の認可	馬の先進諸国ではすでに一般大衆薬として入手可能な、要指示薬の中でも医療従事者以外にも使用し易く経口投与形態になったペースト・散剤・錠剤製剤を対象として、獣医師法第18条にある処方せん発行に至る獣医師自らの診察の範囲を緩和し、食肉用を除く登録済みの馬の診察に限定して、問診書の回答によって診察をしたとみなし処方せん又は指示書を交付可能とする。また、医薬品の販売にあたっては、必要最小限の数量を分割する。	われわれのチームで作成したホームページを通じ過去5年間で得たデータは、多くの馬飼育者は初歩的な悩みを抱えていること、相談する専門家がいないことを訴えている。相談は電子メールによって、飼育者が納得いくまで繰り返された。近年急速な勢いで乗用馬の飼養頭数が増加していることに加え、日高以外の地域における競走馬の育成・休養牧場の増加に伴い、汎用化された電子メールを通じ、遠方への処方せん発行という形で全国規模での獣医療のニーズに応えていくことを目的とする。特区に認定されることにより、先進諸国の多様および高度な医薬品等の流通を全国的に波及させることで、日本馬産業界の国際競争力を高める。	理由：獣医師自らが診察できる範囲は往診距離にして、一日300kmから多くても500kmまでが限度である。団体に所属する獣医師は地区ごとに分かれ、また年々、大手牧場専属獣医師が増える傾向にあり、往診をしない診療所勤務獣医師も多い。現在では動物種によってほぼ獣医師の仕事は分担されている。特に馬においては、全国にまばらにしか存在しなくなった家畜として、その個体が万が一のときに馬の専門獣医師の存在は、飼育者にとって大変貴重であり、希少である。まして、馬のための医薬品の入手はその地方によっては非常に困難な状況であるため、われわれ日高地方の馬の専門獣医師が問診書による問診という手段によって手助けをする。＜代替措置は別様に記載＞	北海道	有限会社ノマドック	農林水産省
1131040	＜馬の薬屋さん＞に限定して、承認前の医薬品等の広告の禁止を緩和する措置	＜馬の薬屋さん＞に限定して、特区承認医薬品等として承認されることにより薬事法第68条の承認前の広告の禁止から特区承認医薬品等を除外する。特区承認に係る医薬品又は医療機器に添付する文書又はその容器若しくは被包に、「注意・特区承認医薬品」又は「注意・特区承認医療機器」を記載事項とする。	海外の飼養頭数や、馬をとりまく文化の多様さから人体薬で代用できないような、馬のために開発されたものが店舗に並ぶことも、大きな魅力となり、年間通しての販売数量が多く見込めれば、大量仕入れによる、輸送の経費などのコストダウンを図り、医薬品等の値下げが見込める。汎用化された電子メールを通じ、遠方へもニュースという形でお知らせなどを実施し、全国規模で＜馬の薬屋さん＞のニーズに応えていくことを目的とする。＜別様あり＞	理由：認証工場制度や治験データの相互認証制度を導入し、外国での査察や治験データをもって、日本側の査察や治験と見なした上で、その邦文訳から正確な効能、効果又は性能をわかりやすく明示する必要がある。広告では、その医薬品等の名称もカタカナ表記などとし、ペースト・散剤・錠剤製剤の別がわかりやすく、その含有濃度もユーザーには必要な情報である。＜代替措置は別様に記載＞	北海道	有限会社ノマドック	農林水産省
1131050	＜馬の薬屋さん＞に限定して、獣医療広告の範囲を拡大する措置	日本で初めて獣医師診療と薬剤師の医薬分業を行う＜馬の薬屋さん＞には、遠方の馬の飼育者にも安心して利用してもらうため、広報や医薬品等の使用方法や馬をもっと理解してもらう啓蒙活動が欠かせない。＜馬の薬屋さん＞に限定して、獣医師および薬剤師が＜診療価格、薬事品目の価格、カルテなどの情報、技術の開示＞を、獣医療法施行規則第24条に定める広告制限の特例の範囲に追加できる特区とする。	日々の診療によって直接ユーザーの生の声が届きやすい馬産地からホームページなどを通じ、最新情報を日々更新し発信することは、日本中のユーザーの注目する店舗となりうる。カルテなどの情報の開示により、症例報告と馬の病気を解説し、ユーザーのみならず獣医学学生にも又卒業教育としても、希少価値があり、過去の症例も順次オープンにする。技術の開示とは、単に得意分野の看板を掲げるだけではなく、写真等を用いた日常診療の報告をすることも含む。情報の開示については個人情報の保護(開示に対する個人の同意や適切な使用目的の明確化)や薬事法上の規制(誇大広告の禁止)を鑑み、その他法律に則り最大の注意を払うこととする。	理由：獣医師は細かい診療科目に専門化せず広い知識を持って、動物用医薬品・人体用医薬品を問わず処方し治療や予防に従事してきた。しかし昨今ペットブームや獣医師の高学歴化により、高度化、細分化した獣医療へと変化してきており、より専門的で詳細な情報の提供を正確かつ迅速に行わねばならず、それが求められている。登録制度と問診書による馬の診察と処方せん又は指示書交付の認可事業により、質問の窓口を設け、医薬品等の使用方法についても理解を深めてもらう。保険の適用がある人体への医療とは違い、診療価格の明示は不当な高額診療の防止及び治療内容の透明化としてユーザーへ安心感・信頼感に繋がる。これら啓蒙活動は本来制限されるべき広告とは性格および目的を異にする。特区における波及活動及び治療の明確化はこの目的に沿う限り、農林水産省令で広告しても差し支えない事項として定められることが望まれる。＜代替措置は別様に	北海道	有限会社ノマドック	農林水産省
1138150	分収育林制度(緑のオーナー制度)における契約期間延長手続の実施	分収育林制度では、オーナー全員の同意があれば、契約期間の延長が可能となっており、契約期間延長のため、オーナー全員が議論できる場を設置するか、オーナー同士が連絡できるよう、オーナーに限り、他のオーナー情報の開示を可能とする。	分収育林制度において、オーナー全員の同意があれば契約期間の延長が可能となっているにも関わらず、実際にはそのための具体的な対策が行われていないだけでなく、オーナー間で他のオーナー情報が開示されないため、オーナーとして契約期間延長に関する検討を実施することができない。契約期間延長手続(オーナー全員の同意を得るための手続)を実施可能とすることで、杉、桧の市況が悪化している際に、契約期間を延長し、本制度の信用を維持することが可能となる。	分収育林制度では、伐採の時期が契約期間で決定するため、杉、桧の市況が悪化している際には、損害が発生し、本制度の信用が落ち、本制度の維持が困難になる。本制度を継続して実施していくためには、杉、桧の市況が悪化している際の損害を回避するため、伐採時期の延期が必要である。その対策として同じ林区の全オーナーの同意により契約期間の延長が可能となる制度となっているが、現実には、個人情報保護がネックとなり、他のオーナーとの同意を得るための話し合いがもてていない。林野行政側も各オーナーも損害は望んでおらず、全オーナーが同意し、伐採を延期することで双方の損害を防止することができる。	東京都 福岡県	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会、白垣木村株式会社	総務省 農林水産省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1150010	農振農用地除外にかかる用地事情要件の適用除外	農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号(農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること)の要件を緩和する。具体的には、区域外に代替可能な土地があつても、地域の活性化に資する施設で、かつ、区域内の土地がより利便性が優れているのであれば、除外が可能となるように特例を設ける。	集客力のある施設を建設又は誘致することにより、地域の活性化を目指す。 なし 農振地域であるため、まだ農地が多い地域であるが、鉄道沿線であり人口増加地帯であるために、周辺は都市化が急速に進んでいる。	農業振興地域整備計画の変更を行い、農業振興地域から除外するという形を取るならば、現行でも対応は可能だが、計画は約5年ごとの総見直しを行っているために、民間事業者の開発スピードと比べると遅すぎる。そのため、変更の要件を緩和することにより対応することとする。 進出希望の企業の土地利用照会があるものの、転用ができないので実現に至っていない。 農地の転用許可の場合、第3種農地の場合、300m以内に鉄道の駅があると転用が許可できるので、この範囲にある農振農用地は除外ができるようにする。これ以上の場合は不可とする。これによって、無分別な開発は防止できる。 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業にある……その土地以外に他に適地を求めることができないが、又は著しく困難であることとする要件を適用しない、という規制緩和と同じように認めていただきたい。	愛知県	個人	農林水産省
1157030	下総丘陵における低未利用地を活用した観光共生型地域再生交流拠点整備事業	下総丘陵において土取跡地・残土捨場、遊休農地等の低・未利用地での産業廃棄物の不法投棄が問題となっている。条例等による規制等で取り締まっているが、いちごこの状態でなかなか解決に至っていないのが現状である。 本プロジェクトは、地域特性、県「観光立県推進ビジョン」に鑑み、民間主導による新たな観光拠点(体験牧場公園等)を整備することにより、「低・未利用地の有効活用による地域の再生」と「不法投棄等の負の連鎖の解消」を目指すものである。	農振農用地区域の解除、農地転用等の弾力的な運用 低・未利用地の有効活用による地域再生等に資する当該事業の効果的・効率的な事業区域設定のために必要な一部の農振農用地区域の除外、あるいは農地の転用について弾力的な運用が求められる。	地域再生に資する事業として民間企業が運営する観光・育成牧場の整備を計画しているが、計画地の形質上、効果的・効率的な事業区域の設定のために一部の農振農用地を造成(盛土)する必要がある。 また、農業用施設に含まれない競走馬等の馬の療養施設(プール、診療所等)、競走馬育成用トラック、レストラントイレ、駐車場などの施設が含まれるため、当該事業の実施に必要な不可欠な施設に限り、転用許可の緩和をしないし、農用地区域からの除外等の柔軟な運用を行って欲しい。	千葉県	財団法人都市経済研究所	農林水産省
1169020	農業振興地域の除外及び農地転用の許可に関する規制緩和	高速道路の建設に伴う用地補償について、市街化調整区域内の田畑を宅地開発のための用地取得できるように規制を緩和する。また、農地転用において集落と連たんしていない農地についても許可されるように規制を緩和する。	高速道路建設のために使われる宅地の代替地として、市街化調整区域内の田畑を特例で農業振興地域除外し、使用できるようにする。また、集落と連たんしていない土地への移転を希望する際にも、特例で農地転用の許可を行い、使用できるようにする。	今後、姫路鳥取線及び山陰自動車道(以下「高速道路」という。)の用地取得において、各地権者から市街化調整区域の田畑を代替地として利用したいという申出がなされることが想定される。その場合に、農地法の規制によって市街化調整区域内の土地や連たんしていない土地が代替地として使用できなければ、高速道路用地の買収がスムーズに進まなくなる可能性がある。 高速道路の早期開通をめぐって、地元住民の理解を得ながら事業遂行するためにも、農地法の特例をお願いしたい。	鳥取県	鳥取市	農林水産省
2003010	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有の容認	農業生産法人以外の株式会社等の法人による農地の取得・保有を認めるべきである。		株式会社形態で農業経営を行なうことにより、農業にマネジメントの概念を導入し、資金調達や人材確保等様々な面で株式会社のメリットを活かすことが可能になる。 2005年の農業経営基盤強化法改正により、農業生産法人以外の株式会社等の法人によるリース方式での農業参入が実現したが、参入可能区域は条件の悪い農地、耕作放棄地に限られており、参入の阻害要因となっている。		(社)日本経済団体連合会	農林水産省